

引揚非日本人の登録について

このことについて別紙の通り出入国管理庁長官の通達がありましかん標記登録申請がある場合は登録申請書及引揚証明書の内容を直ちに県へ通報し後刻県よりの指示を待って証明書を交付するよう措置願います。

(別紙添付)

新潟県

新潟県

新潟県知事殿

出入国管理庁長

新潟県知事殿

引揚非日本人の登録に関する件

十一月九日付連合国最高司令官発日本政府宛SCAPIN二二三〇号をもつて、非日本人の引揚に関する指令により、非日本人の本籍地帰還は本人の責任において行うこととなつた。よつて戦争犯罪人であつて釈放せられた非日本人又は、外地より日本に引揚げた非日本人で、現在舞鶴引揚援護局に滞留中のものは近く出所の予定であるが、これら非日本人の中で本邦に定着又は本籍地帰還を希望するもので同局出所後六十日以上に亘つて日本に滞在するものは、外







本國政府は、特許権を  
本國政府に、特許権を  
命じた。その結果、本國政府は、特許権を  
命じた。その結果、本國政府は、特許権を

SCAPIN-10 (昭三二一) GA

日本政府宛書

主題「非日本人の引揚」

- 一 昭二六八一付日本政府宛書主題「非日本人の引揚」AGG
  - 一 昭二二二二SCAPIN-1117は廢止する。
  - 一 昭二四一九付日本政府宛書主題「引揚」AGG2011
  - 一 昭二七)GOIO、SCAPIN九七/一七を参照せよ。
- 非日本人にして本人の希望により引揚ぐるものに関する参照覚書中の全條項は廢止する。
- 本日以後、非日本人の自発的引揚は本人の責任である。

最高司令官代理

副官 K.B. ブッシュ准將

(昭二五一一一〇一XFO受領)

軍事情報

日本国政府宛書、送込番号、A G 三七〇〇五（二一七）

（SCAPIN I 二一七）

昭和二十二年二月十四日

終戦連絡中央事務局経由

主題 非日本人の引揚

（一）日本帝国政府宛書、送込番号、A G 三七〇〇五（二一七）

（二）SCAPIN I 二一七（昭和二十一年五月七日附主題「引揚」）（修正されたもの）を参照せよ。

（三）引揚の資格をもち且つ引揚を希望している日本に在当中の非日本人の引揚を完了するため並びに日本を経由して引揚中の非日本人の輸送を実施するため左記の要領に基いて処置をなせ。

（四）現在日本に在当申にして引揚の資格をもつ琉球人、中華民国人、台湾人及び北緯卅八度以南の朝鮮向の朝鮮人を佐世保引揚接護局に集結せしめ、送り出しの手続き処置を行い船便の

（SCAPIN I 二一七）

昭和二十二年二月十四日

終戦連絡中央事務局経由

主題 非日本人の引揚

（一）日本帝国政府宛書、送込番号、A G 三七〇〇五（二一七）

（二）SCAPIN I 二一七（昭和二十一年五月七日附主題「引揚」）（修正されたもの）を参照せよ。

（三）引揚の資格をもち且つ引揚を希望している日本に在当中の非日本人の引揚を完了するため並びに日本を経由して引揚中の非日本人の輸送を実施するため左記の要領に基いて処置をなせ。

（四）現在日本に在当申にして引揚の資格をもつ琉球人、中華民国人、台湾人及び北緯卅八度以南の朝鮮向の朝鮮人を佐世保引揚接護局に集結せしめ、送り出しの手続き処置を行い船便の



保引揚者は佐世保引揚援護局より出港予定港に移動せしめ、引揚者が出港地に最も短時間滞在する様にその移動を調整せよ。

(イ) 引揚者は指定された船舶に乗船せしめる。

(ロ) 出港引揚者は多くの場合小敷である事実に鑑み引揚用に充当船舶以外の船便を利用する事が必要となるであろう。この様な場合日本帝国政府は引揚者を乗船せしむべき船舶に正式の引揚輸送の規定に従つて食糧の積込をなせ。

(ハ) 引揚者を引揚船以外の船舶に乗船せしめて送還するとの通知を受けた場合には日本帝国政府は左記の処置を講ぜよ。

(ニ) 上記の指示に従つて各船舶に食糧を準備せよ。

(ホ) 引揚者を佐世保引揚援護局より出港予定港に移動せしめ、引揚者が出港地に最も短時間滞在する様にその移動を調整せよ。

保引揚援護局にてこれを受入れ、世話し、集結せしめ送り出しの手続き処置を了え船便の指示あるまで待機せしめよ。

(イ) 引揚者は指定された船舶に乗船せしめる。

(ロ) 出港引揚者は多くの場合小敷である事実に鑑み引揚用に充当船舶以外の船便を利用する事が必要となるであろう。この様な場合日本帝国政府は引揚者を乗船せしむべき船舶に正式の引揚輸送の規定に従つて食糧の積込をなせ。

(ハ) 引揚者を引揚船以外の船舶に乗船せしめて送還するとの通知を受けた場合には日本帝国政府は左記の処置を講ぜよ。

(ニ) 上記の指示に従つて各船舶に食糧を準備せよ。

(ホ) 引揚者を佐世保引揚援護局より出港予定港に移動せしめ、引揚者が出港地に最も短時間滞在する様にその移動を調整せよ。

... (faint, mostly illegible text) ...

引揚者は船便のある毎の送還する。但し

各船相乗船者は沖繩向三〇〇名、奄美大島向二〇〇名を超えぬこと。

同一週間に一船舶を超えぬこと。

高級副官大佐 ジョーン・B・クウーリー代

R. G. ハールヤイ